

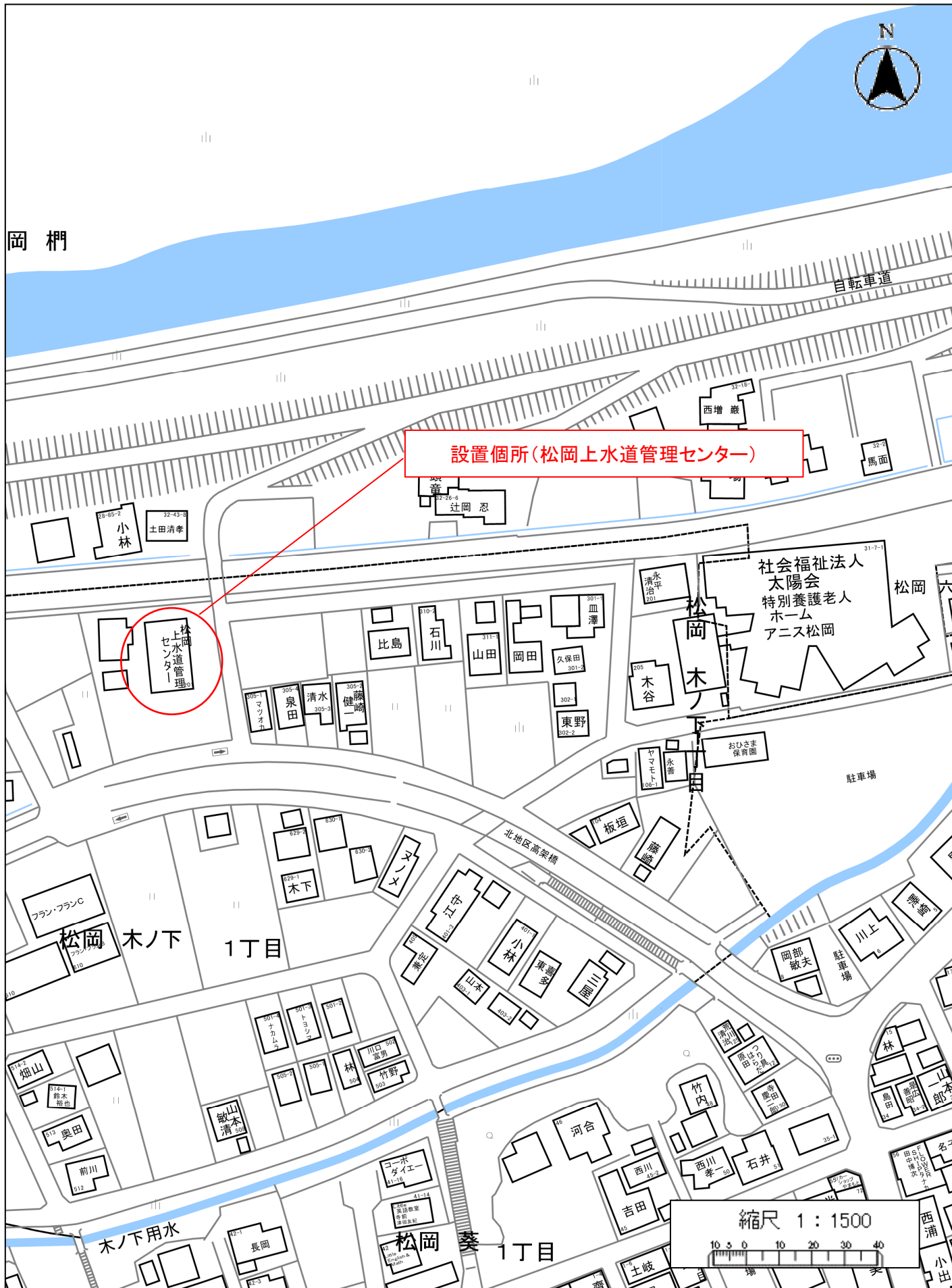
閱 覧 設 計 書

件 名 公共施設LED照明器具賃貸借(上水道施設)

履 行 箇 所 永平寺町 木ノ下 地係

履 行 期 限 令和18年3月31日

監 督 職 員 上下水道課 課長補佐 伊藤 信久



公共施設 L E D 照明器具賃貸借（上水道施設）
仕様書

令和7年4月

1. 総則

本仕様書は、福井県永平寺町有施設におけるLED照明器具（蛍光管及びランプ）一式の賃貸借について定める。

2. 導入の目的・概要

この仕様書は、福井県永平寺町有施設で使用している蛍光灯等の照明のLED化を図ることで、より効果的な消費電力量削減に伴う温室効果ガス削減及び維持経費削減を図ることを目的としている。そのため、LED照明器具の本来の機能を維持し、常時良好な状態において使用できるために、賃貸者は誠意をもって確実に実施するものとする。

また、本事業により「省エネ法」・「第2次永平寺町環境基本計画」等、節電・省エネ関連計画の削減目標達成に向けた取組みを推進する。

3. 概要

（1）履行場所

別紙 施設一覧

（2）賃貸借物品

LED照明器具 一式

その他、取付けに必要な資材

（3）設置期限

令和8年3月13日

（4）賃貸借期間

令和8年4月1日～令和18年3月31日までの10年間とする。

なお、契約締結日から令和8年3月31日までの間はLED照明器具設置等の準備期間とする。

（5）賃貸借契約期間満了時の取り扱い

賃貸借契約期間満了時の照明器具の取り扱いは協議する。

ただし、賃借人が継続使用を申し出た場合は、無償譲渡を認めること。

なお、契約期間満了後、無償譲渡することから、賃貸借期間中の物件の固定資産税は賃貸借料に含まないものとする。

4. 機器（物品）仕様

（1）照明器具は既存照明器具を使用し、LED化に必要な結線替え等を行うこと。

（2）結線替え作業後、安定器の取外しは行わないこと。

（3）片側給電の場合、灯具内の結線替え作業を行った灯具には、電源供給口側に電源供給口を示すシールを貼ること。

（4）光源（LED）寿命は40,000時間以上の製品であること。

(5) 照明メーカーは日本照明工業会に加盟する国内メーカーであること。

ア 電源内蔵直管蛍光灯型LED照明について

- (a) 口金 G13
- (b) 演色指数 Ra80以上
- (c) 全光束 Hf32W型：3,000lm以上 20W型：900lm以上
- (d) 消費電力 Hf32W型：16W以下 20W型：6W以下
- (e) 平均色温度 5000K
- (f) 配光角 130° 以上
- (g) 定格寿命（器具光束が初期の70%まで減衰する時間） 40,000時間以上

イ FPR形管蛍光灯型LED照明について

- (a) 口金 GY10q
- (b) 演色指数 Ra80以上
- (c) 全光束 FPR96W型：3,700lm以上
- (d) 消費電力 FPR96W型：26W以下
- (e) 平均色温度 5000K
- (f) 配光角 130° 以上
- (g) 定格寿命（器具光束が初期の70%まで減衰する時間） 40,000時間以上

ウ サークライン形蛍光灯型LED照明について

- (a) 口金 G10q
- (b) 演色指数 Ra80以上
- (c) 全光束 40W型：2,500lm以上 30W型：1,400lm以上 20W型：1,200lm以上
- (d) 消費電力 40W型：18W以下 30W型：10W以下 20W型：10W以下
- (e) 平均色温度 5000K
- (f) 配光角 130° 以上
- (g) 定格寿命（器具光束が初期の70%まで減衰する時間） 40,000時間以上

エ その他のLED照明について

- (a) グレア・フリッカーを防止する処置が施されていること
- (b) LEDチップメーカーの特許を侵害していないこと
- (c) 環境配慮商品であること
- (d) 既存器具の強度がLED照明の重量に満たない場合は金口を交換する等の対策を施すこと

5. 入札金額

(1) 入札金額は120ヶ月分の賃貸借料（税抜）とする。

(2) 賃貸借料にはLED照明の結線替え工事費用・産業廃棄物処分費用を含めるものとする。

6. 要求要件

(1) 照明器具（物品）の調達

LED照明器具及び付属部品を交換する場合は、未使用品であることとする。

(2) 設置工事

LED照明器具の納入及び設置を行うこととする。

(3) 梱包材や既存蛍光灯管等の撤去処分

梱包材や取り外した照明設備は受注者で処分とする。

(4) 保証期間

保証期間は、LED照明器具の設置完了の日から賃貸借期間終了までの10年間とする。

7. 工事（設置）仕様

(1) 設置作業に使用する雑材はすべて新品とする。

(2) 契約後、速やかに工程表について、監督職員の承諾を受けること。

(3) 設置作業にあたっての安全管理については、監督職員と打合せを行い、受注者の負担で安全確保に必要な措置を講じること。

(4) 設置作業において発生する軽微な建築工事、補修等については、本契約の作業範囲として実施すること。

(5) 停電等、運営上必要な機能を停止する場合は、事前に監督職員と日程等を調整し、事故、紛争等を防止すること。

(6) 作業中は粉塵の飛散には十分注意し、養生を行うこと。

(7) 作業終了後は床の清掃を行うこと。

(8) 設置作業時間帯は、監督職員の指示に従うこと。

(9) 設置作業の前後に当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化等がないことを確認すること。

(10) 本仕様書に記載しない事項については、公共建築工事（改修工事）標準仕様書（電気設備工事編）最新版／国土交通省大臣官房官庁営繕部監修により補完すること。

(11) 設置作業に関して本仕様に明記のない事項に質疑が生じた場合、発注者と協議すること。

(12) 設置作業中に万が一、建物や物品に損害を与えた場合や事故等が発生した場合は速やかに監督職員に報告し、監督職員の指示に従うこととし、解決にかかる一切の費用は受注者が負担するものとする。

(13) 既存照明器具からLED照明器具へ更新する際に関係諸官庁や電力会社等への申請又は届出が必要な場合は受注者が代行すること。

(14) 本契約賃貸借品には動産総合保険(新価特約付)を付与するものとする。保険料は受注者が負担するものとする。なお、動産保険の対象外となる天災その他不可抗力に

より物件に損害が生じた場合は、協議により対応を決定する。

- (15) アスベスト含有にかかる調査業務が発生した場合は、報告し、協議のうえ対処すること。
- (16) 撤去した蛍光灯照明器具等については、関係法令を遵守し適正に処理すること。また、P C Bの含まれることが確認された場合は、その旨が分かる資料を添付した上で引渡すこと。
- (17) L E D照明の設置後は、誤装着を防ぐために表示シールを照明器具に設置すること。シールに表示する内容については監督職員と別途協議の上決定のこととする。
- (18) 交換対象については、別紙1の「既存照明器具一覧」及び別紙2「技術仕様書」を参照すること。実施については2%の数量増を見込むものとする。また、極度の増減が発生した場合は、監督職員と協議の上、契約変更とする。
- (19) 公共施設照明器具（一般社団法人日本照明工業会規格JIL5004）に登録対応機種が存在しない場合は以下の規格に適合している製品を選定すること。

ア 日本産業規格（JIS）

イ 一般社団法人日本照明工業会光源及び器具類共通規格（JLMA）

ウ 一般社団法人日本照明工業会光源類規格（JEL）

エ 日本照明工業会ガイドに規定されている規格

オ 電気用品安全法（PSE）

8. 物品の性能保証・点検保守内容

- (1) 賃貸借期間満了時まで物品性能維持の保証を行うこと。
- (2) 障害発生時は、迅速かつ適切に物品の取替え、代替え、修理等を行うこと。
- (3) 設置作業終了後、障害発生時の連絡先、担当者等を記載した体制表を提出すること。
- (4) 障害が発生し対応した場合は、その都度、文書による報告書を提出すること。
- (5) 保証期間中は、フリーコールで対応を受付すること。対応時間は年末年始・会社都合による休日を除く平日10：00～18：00とする。

- (6) 設置作業の実施にあたっては、電気工事の建設業許可を得ている業者を選定し設置するものとする。設置及び本契約に必要な照明器具等を調達する者として、受注者は以下の者と直接契約を行い、工事着手までに体制表を提出すること。

ア 令和7・8年度永平寺町建設工事入札参加資格者名簿に電気工事業で掲載されている永平寺町内工事会社または、永平寺町内に本店・営業所を有する電気工事業者を積極的に活用すること。

- イ LED照明灯設置作業は、電気工事を伴うことから、現地設置作業の他、計画、管理、物品調達等適切な対応が出来る管理責任者として、工事業者を入れることもできる。選定した従事者に管理責任者を指定して監督職員に報告するとともに、管理責任者は工事の管理の連絡調整や安全管理など業務全般を統括管理するものとする。

9. 完成図書

以下の内容を取りまとめ、完成図書として紙で一部、併せてPDFファイル形式で電子データを提出すること。

- (1) 設置したLED照明器具の製品仕様書
- (2) メーカー取扱説明書および製品保証書
- (3) 産業廃棄物管理票(マニフェストA票・E票)の写し
- (4) 関係諸官公庁等への申請等が完了していることを示す書類(必要な場合)
- (5) 各種写真(施工前、施工後)※代表箇所のみ
- (6) 契約締結後の打合せ議事録
- (7) 緊急連絡先
- (8) メーカーが発行する出荷証明書
- (9) 設置した照明器具の台帳(Excelデータ)

10. 支払条件

賃貸借料は、月の初日から末日までを1ヶ月分とし、120ヶ月分の均等払いとする。
受注者は、各月の賃貸借終了後、請求書を提出し、請求書を受理した日から30日以内に賃貸借料を支払うものとする。

賃貸借料は、令和8年4月分(令和8年4月1日～令和8年4月30日)から120ヶ月(10年)とする。

11. その他、特記

- (1) 設置前に現場調査、回路調査等を十分行い作業を実施すること。また、調査等において仕様書等の相違を発見した場合には、速やかに監督職員へ報告し、協議する。
- (2) 納入・搬出経路については施設管理運営上の支障に留意し監督職員の承諾を得る。
- (3) 作業車・運搬車・敷地内における車両の駐停車については、事前に監督職員の承諾を得る。
- (4) 勤務時間外の作業は、事前に時間外作業届を監督職員へ提出する。
- (5) 検収が認められたものから順次使用を認めるものとする。

No	施設名	No	使用場所	現在のランプ	数量	口金	消費電力	色	交換方法	留意点
1	松岡上水道管理センター	514	1F玄関	FL20	12	G13	25	昼白色	ランプ交換	
	松岡上水道管理センター	515	1F控室	FL40	2	G13	45	昼白色	ランプ交換	
	松岡上水道管理センター	516	1F空調室	FL40	2	G13	45	昼白色	ランプ交換	
	松岡上水道管理センター	517	2F階段ホール	FHP32	2	GX10q	32	昼白色	器具交換	□450
	松岡上水道管理センター	518	2F男子便所	FHT32	2	GX24q	32	昼白色	器具交換	φ150
	松岡上水道管理センター	519	2F女子便所	FHT32	2	GX24q	32	昼白色	器具交換	φ150
	松岡上水道管理センター	520	2F通路（トイレ前）	FL40	2	G13	45	昼白色	ランプ交換	
	松岡上水道管理センター	521	2F倉庫（トイレ前）	FL40	2	G13	45	昼白色	ランプ交換	
	松岡上水道管理センター	522	2F部屋①（トイレ横）	FL40	2	G13	45	昼白色	ランプ交換	
	松岡上水道管理センター	523	2F部屋②（トイレ横）	FL40	2	G13	45	昼白色	ランプ交換	
	松岡上水道管理センター	524	2F小会議室	FL40	4	G13	45	昼白色	ランプ交換	
	松岡上水道管理センター	525	2F給湯室	FL40	2	G13	45	昼白色	ランプ交換	
	松岡上水道管理センター	526	2F倉庫（小会議室横）	FL40	2	G13	45	昼白色	ランプ交換	
	松岡上水道管理センター	527	2F事務室	FL40	40	G13	45	昼白色	ランプ交換	
	松岡上水道管理センター	528	1Fポンプ室	FL40	14	G13	45	昼白色	ランプ交換	
	松岡上水道管理センター	529	1Fポンプ室	FL40	1	G13	45	昼白色	器具交換	埋込W220/非常灯
	松岡上水道管理センター	530	2F集中管理室	FL40	10	G13	45	昼白色	ランプ交換	
	松岡上水道管理センター	531	2F集中管理室	FL40	1	G13	45	昼白色	器具交換	埋込W220/非常灯
	松岡上水道管理センター	532	1F滅菌室	FL40	6	G13	45	昼白色	ランプ交換	
	松岡上水道管理センター	533	1F滅菌室	FL40	1	G13	45	昼白色	器具交換	埋込W220/非常灯
	松岡上水道管理センター	534	離れ倉庫	FL40	6	G13	45	昼白色	ランプ交換	
	松岡上水道管理センター	535	離れ倉庫	FL20	1	G13	25	昼白色	ランプ交換	
	松岡上水道管理センター	536	離れ倉庫	FL20	1	G13	25	昼白色	ランプ交換	
	松岡上水道管理センター	537	1F電気室	FL40	14	G13	45	昼白色	ランプ交換	
	松岡上水道管理センター	538	1F電気室	FL40	1	G13	45	昼白色	器具交換	埋込W220/非常灯

設計書	町 長	副町長	課 長	参事	課長補佐	課 員	検 算	設 計
件 名	公共施設 L E D照明器具賃貸借(上水道施設)							
設 置 場 所	松岡上水道管理センター							
賃貸借料(税込)	円				賃貸借料(税抜)		円	
					消費税等相当額		円	
業 務 概 要								
当初				変更				
L E D照明器具賃貸借 N= 1 施設								

名 称	数 量	単 位	金 額	備 考
貸借料(税抜)	1	式		
消費税等相当額	1	式		
貸借料(税込)	1	式		

細目別内訳

3

[illegible]